

【目的】

公契約に関し、基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、事業者等の経営の安定及び公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、仕事と生活の調和の実現その他の社会的責任を果たすための取組の促進を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

【基本理念】

- ・公正性、透明性及び競争性を確保すること
- ・契約の適正な履行及び品質を確保すること
- ・労働者等の適正な労働環境を確保すること
- ・社会的責任の向上に努めること（仕事と生活の調和、男女共同参画推進等）
- ・地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること

高山市（発注者）

事業者等（受注者）

公契約の締結

【責務】

- ・適正な公契約に関する施策の総合的な実施

【公契約に関する適正な制度運用の基本事項】

- ・適正な予定価格の積算
- ・適正な契約方法の採用
- ・計画的な発注
- ・市内事業者への優先的発注
- ・不正行為の排除の徹底 など

【責務】

- ・市が行う公契約に関する施策への協力

【公契約に関する適正な制度運用の基本事項】

- ・労働基準法等関係法令の遵守
- ・適正な提示価格の積算
- ・下請負人等の市内事業者の活用
- ・下請負人との合意に基づいた契約 など

【適正な労働環境の確保に向けた仕組み（その①）】

- ・労働環境報告書の内容確認と調査の実施
- ・関係法令等違反の疑いがある場合の是正指導
- ・是正指導に従わない場合の契約解除、指名停止措置及び関係機関への通報

【適正な労働環境の確保に向けた仕組み（その①）】

- ・労働環境報告書の作成及び提出
- ・予定価格が1千万円以上の工事又は製造の請負契約
- ・予定価格が5百万円以上の下記に掲げる業務委託の契約
 - a) 測量、建設コンサルタント業務委託
 - b) 役務の提供に係る業務委託

労働環境報告書の提出

調査・是正指導

- ・是正指導を受けた際の改善と改善内容の報告

是正報告書の提出

【適正な労働環境の確保に向けた仕組み（その②）】

【適正な労働環境の確保に向けた仕組み（その②）】

- ・公契約に従事する労働者への周知

- 【周知】
- ・適用される公契約の名称
 - ・労働環境報告書の内容
 - ・申出の連絡先

窓口（高山市）

労働者からの申出の受付

- ・労働者からの申出に対する調査の実施
- ・関係法令等違反の疑いがある場合の是正指導
- ・是正指導に従わない場合の契約解除、指名停止措置及び関係機関への通報

申出

労働者

事業者等が労働者に対し責務を履行していない場合は、市に申出をすることができる。

〔請負金額に関係なく公契約に従事する全ての労働者が対象〕

調査・是正指導

是正報告書の提出

是正指導結果の労働者への報告

【意見聴取】

公契約に関する制度の適切な運用を図るため、必要に応じ事業者その他関係団体の意見聴取を行う。